## 経済産業省

輸出注意事項24第41号 平成24・06・27貿局第6号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成24年7月19日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第32 2号・輸出注意事項62第11号)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、平成24年8月1日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)

	改	正	後			現	:	行
(略) (注1) こ (略) <u>(削る)</u> (略) (注2)	の通達の主な関 - (略)	係法令は、次のとお	りである。	<u>輸</u> 告示 。以	三1) こ (略) <u>尚出貿易</u> で定め	管理令第4条第 る貨物を定める 号特例告示」と	件(平成12年通商	りである。 基づく経済産業大臣が 産業省告示第923号
, ,	(略) i出の許可 (6) (略) i出令別表第1の	中欄に掲げる貨物に	関する輸出の許可	1 1 - 1 - (1 (7	- 1 輸	略) 出の許可 6) (略)	中欄に掲げる貨物に	関する輸出の許可
輸出令 別表第 1の項	1中解釈を要	解	釈	別		輸出令別表第 1中解釈を要 する語	角军	积
1	(略)	(略)			1	(略)	(略)	
	火薬又は爆薬 の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 イ〜ト (略) チ pーニトロ メチルアニリ ン				火薬又は爆薬 の安定剤	次のいずれかに該 当するものを含む 。 イ〜ト (略) チ <u>P</u> ーニトロ メチルアニリ ン	

		リ (略) ヌ Nーメチル ー <u>p</u> ーニトロ アニリン ル〜カ (略)			リ (略) ヌ Nーメチル ー <u>P</u> ーニトロ アニリン ル〜カ (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質(以下「照射済み核燃料物質等」という。)の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。イ~ハ (略) ニ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された保管又は貯蔵の容器		分離用若しく は再生用に設 計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質(以下「照射済み核燃料物質等」という。)の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。イ〜ハ (略) (新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	貨物条の定法した。 等十次ので方に別の一大で を表した。 をまた。 を表した。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	(略)		貨物等1条 1条 1条 1条 1条 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の 1の	(略)

	(略)	(略)		(略)	(略)	
	パルス幅	単一のレーザーパルスの前縁(立上がり)において出力が最大出力の半分まで増加した時点と、当該レーザーパルスの後縁(立下がり)において出力が最大出力の半分まで減少した時点との間の時間をいう。		パルス幅	<u>光強度で表したパルをいう。</u>	レス波形の半値全幅
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	アルミル 会し といって といって といっと といっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと	(略)		アルミニウムニウス ニック はっている 製 の かっと はった	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
3	(略)	(略)	3	(略)	(略)	
	内容物と接触するすべての部分	交換可能な部分 <u>(ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)</u> 以外で内容物と接触する <u>全て</u> の部分をいう。		内容物と接触 するすべての 部分	交換可能な部分以タ る <u>すべて</u> の部分をV	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	第2項 <u>第三号</u> の部分品	(略)		第2項 <u>第三号</u> の二の部分品		(略)

		1	1 1	1		l l
	(略)	(略)			(略)	(略)
3 Ø 2	(略)	(略)		3 Ø 2	(略)	(略)
	第三号若しく は第四号に該 当するものを 産生させる核 酸の塩基配列	(略)			第三号若しく は第四号に該 当するものを 産生させる核 酸の塩基配列	(略)
	遺伝子	遺伝的に改変されているかを問わない もの、又は全部若しくは一部が化学的 に合成されたものをいう。			_(新設)_	
		腸管出血性大腸菌 ( 血清型〇157又は 他のベロ毒素産生株 ) の病原性を発現さ せる核酸の塩基配列 であって、ベロ毒素				
		スはそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。				
	遺伝子を改変した生物	核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物(これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。)をいう。			_(新設)_	
		腸管出血性大腸菌 ( 血清型O157又は 他のベロ毒素産生株				

	(略)	)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ベロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。(略)			(略)	(略)
4	無人航空機	(略)	-	4	無人航空機	(略)
	貨物等省令第 3条第1項第 一号の二中の これらの部分 品	他の用途に用いる ことができるもの を除く。			(新設)	(新設)
	エアゾールを <u>噴霧するよう</u> <u>に</u> 設計した無 人航空機	エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機をいう。(物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。) (注1)エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。 (注2)噴霧とは、霧状(液滴下を含む)に大気中に放出すること。			エアゾールを <u>噴霧できるよ</u> <u>うに</u> 設計した 無人航空機	エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機をいう。(物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。) (注1)エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。 (注2)噴霧とは、霧状(液滴下を含む)に大気中に放出すること。
	(略)	(略)			(略)	(略)
	フェロセン誘導体	カトセン、エチル フェロセン、プロ ピルフェロセン、 nーブチルフェロ セン、ペンチルフ			フェロセン誘 導体	カトセン、エチル フェロセン、プロ ピルフェロセン、 n ーブチルフェロ セン、ペンチルフ

		エロセンロルブ、ロファン・ボールンのでは、アン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・				エロヤン・ルエ、ロフロールブ、ロフロールン・ルエ、ロフ・ロン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
	(略)				(略)	
5	(略)	(略)		5	(略)	(略)
	ナノクリスタ ル合金	X線 <u>回折</u> で決定される結晶粒のサイズが50ナノメートル以下の材料をいう。			ナノクリスタ ル合金	X線 <u>回析</u> で決定される結晶粒のサイズ が50ナノメートル以下の材料をいう 。
	(略)	(略)		Ī	(略)	(略)
	自己発火温度	(略)		•	自己発火温度	(略)

	電子機器の冷 媒用に使用することができる液体であって、フルオロカーボンからなるもの	医療用として記述 があり、かつ、梱 包されたものを除 く。		(新設)	
	(略)	(略)		(略)	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
注     学   で   さ	直決物条口)め方線特省二びの度等及中精法の度等がでの度がある。	国際規格 I S O 230/2 (2006) の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ及びロ (略) ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格 I S O 230/2 (2006) の表2 (Typical test results) 及び図2 (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。 ニ 測定結果の評価方法 (一) 位置決め精度の数値は、国際規格 I S O 230/2 (2006) で記述されているAccuracy (A) の数値とする。 (二) 位置決め精度の数値は、国際規		直線特別の位置の位置である。 一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次である。 「は、一次に関する。」 「は、一次に関す	国際規格 I S O 230/2 (1997) の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。イ及びロ(略) ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格 I S O 230/2 (1997) の表2 (Typical test results) 及び図2a (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。 ニ 測定結果の評価方法 位置決め精度の数値は、国際規格 I S O 230/2 (1997) で記述されているAccuracy (A) の数値とする。

## 格ISO230/2(2006)に定義される 測定の不確かさを考慮に入れない

## 決め精度

貨物等省令第一工作機械個々の位置決め精度の検査に 5条中の位置 | 代えて、国際規格 I S O 230/2 (2006) による測定値から求めた、工作機械の 型式毎の位置決め精度の申告値を用い てもよい。

> また、製造者が保証する工作機械の型 式毎の位置決め精度の値(当該工作機 械の仕様書、カタログ類等に基づく測 定値を含む。)が、貨物等省令第5条 第二号イ(一)、口(一)若しくは( 三) 又はハ(一) に規定する位置決め 精度の値に達する場合、当該工作機械 については、左記の位置決め精度につ いての各規定に該当するものと判断し て差し支えない。

注1:(略)

注2:位置決め精度の申告値の定め方

- 1. (略)
- 2. ISO230/2(2006)で定め る測定方法により5台の機械 の各直線軸について位置決め 精度Aをそれぞれ測定する。 位置決め精度の数値は、国 際規格 I S O 230/2 (2006) に 定義される測定の不確かさを 考慮に入れない。
- 3. (略)
- 4. なお、貨物等省令第5条第 二号イからハまでに該当しな い仕様の工作機械であって、 以下の一から三までのいずれ

## 位置決め精度

工作機械個々の位置決め精度の検査に 代えて、国際規格ISO230/2(1997)に よる測定値から求めた、工作機械の型 式毎の位置決め精度の申告値を用いて もよい。

また、製造者が保証する工作機械の型 式毎の位置決め精度の値(当該工作機 械の仕様書、カタログ類等に基づく測 定値を含む。)が、貨物等省令第5条 第二号イ(二)、ロ(一)2若しくは (三) 又はハ(一) に規定する位置決 め精度の値に達する場合、当該工作機 械については、左記の位置決め精度に ついての各規定に該当するものと判断 して差し支えない。

注1:(略)

注2:位置決め精度の申告値の定め方

- 1. (略)
- 2. ISO230/2(1997)で定める 測定方法により5台の機械の 各直線軸について位置決め精 度Aをそれぞれ測定する。
- 3. (略)
- 4. なお、貨物等省令第5条第 二号イからハまでに該当しな い仕様の工作機械であって、 以下の一から三までのいずれ

	かに該当するものについては 、当該工作機械の製造者は、 18ヶ月ごとに位置決め精度 に係る申告値を再確認しなければならない。 一 (略) 二 フライス削りができる工 作機械であって、位置決め 精度に係る申告値が0.0065 ミリメートル以下であるも の。 三 (略)		かに該当するものについては 、当該工作機械の製造者は、 18ヶ月ごとに位置決め精度 に係る申告値を再確認しなければならない。 一 (略) 二 フライス削り又は中ぐり ができる工作機械であって 、位置決め精度に係る申告 値が0.0065ミリメートル以 下であるもの。 三 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
コーティング 装置の自動操 作のための部 分品	(略)	コーティング 装置の自動操 作のための部 分品	(略)
貨物等省令第 5条第七号イ 、ロ及びホか らトまでのコ ーティング装 置	切削又は加工工具 用に特に設計した ものを除く。	_(新設)_	
(略)	(略)	(略)	(略)
フィードバック装置	誘導形装置、目盛りスケール、レーザーシステム又は赤外線システム等フィードバック制御用の位置情報を決定するように設計した装置をいう。	フィードバッ ク装置	誘導形装置、目盛 りスケール、レー ザーシステム又は 赤外線システムを 用いたフィードバ ック装置を含む。

	(略)	(略)		(略)	(略)
	(削る)	<u>(削る)</u>		<u>しごきスピニ</u> ング加工機	<u>2の「しごきスピニング加工機」の解</u> <u>釈に同じ</u> 。
	(略)	(略)		(略)	(略)
7	(略)	(略)	7	(略)	(略)
	貨物等省令第 6条第一号ハ からびヲ が及び男 積回路	までの中欄のいずれかに掲げられた貨 物に使用するように特別に設計したも		貨物等省令第 6条第一号ハ からチまで <u>及</u> びル 路	までの中欄のいずれかに掲げられた貨
		(略)			(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(削る)	(削る)		メガバイト	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
	(略)	(略)		(略)	(略)
	カスタム集積回路	(略)		カスタム集積 回路	(略)

デジタルアナ ログ変換クロ ック周波数	マスタークロック周波数又は入力クロック周波数ともいう。
(略)	(略)
完全停止状態 から完全作動 状態までの時 間	(略)
発振器又は発 振機能を有す る組立品	カタログ等の仕様に従って評価する。
(略)	(略)
周波数シンセサイザーを用いた信号発生器	任意波形発生器及 びファンクション ジェネレーターを 含む。任意波形発 生器又はファンク ションジェネレー ターの最大合成出 力周波数は、次の いずれかに従って 評価する。 イ カタログ等に 最大合成出力周 波数が表記され ている場合は当 該仕様 ロ カタログ等に 最大合成出力周

İ		ı
_(新規)_		
(略)	(略)	
完全停止状態 から完全作動 状態までの時 間	(略)	
(新設)		
(略)	(略)	
周波数シンセサイを用いた信号発生器	任意波形発生器を含む。	

	<ul><li>波数が表記され</li><li>ていない場合は</li><li>サンプル毎秒で</li><li>表したサンプルレートを2.5</li><li>で除して算出されるもの</li></ul>		
(略)	(略)	(略)	(略)
_(削る)_	<u>(削る)</u>	貨物等省令第 6条第十七号 ニ中の製造に 使用されるも の	製造業者の仕様に従って評価する。
(略)	(略)	(略)	(略)
	個別部品又は集積回路を、基板上若しくはその中に配置できるようになっている <u>薄板状の</u> ものであって、相互接続の有無によらないものをいう。		個別部品又は集積回路を、基板上若しくはその中に配置できるようになっているものであって、相互接続の有無によらないものをいう。
Ⅲ-V族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、タリウム又はこれらの組合せと窒素、燐、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。	Ⅲ-V族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、タリウム又はこれらの組合せと窒素、燐、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。
	<u>窒化ガリウム、窒</u> 化インジウムガリ ウム、窒化アルミ ニウムガリウム、 窒化インジウムア		

			ルミジガリング ニジガガイムニスウルに素ンウムではカールではカーのではカーのではカーのででででででででででででででででいる。 カムリリン・カーのででででででできません。 エーウン・カーのでででででででである。 エーウン・カーのででででででである。 エーリン・カーのででででできませる。 エーリン・カーのででででできませる。 エーリン・カーのででででででである。 エーリン・カーのでででででである。 エーリン・カーのでででできませる。 エーリン・カーには、カートのでは、カ				
	(略)	(略)		_	(略)	(略)	
	表面 <u>イメージ</u> <u>ング</u> 技術	(略)			表面 <u>イメージ</u> 技術	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
8	(略)	(略)		8	(略)	(略)	
	加重最高性能	(略)			加重最高性能	(略)	

	注1~注5 (略) 注6 1)集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、マッサを含むプロセッサの組み合わせ、または、2)特別に設計したハードウを割出したの記憶装置とプロセッサの記憶装置とプロセッサを算出しなければならない。注集積回路のダイに対しては、APPを算出しなければならない。注集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP第出の対象としなければならない。		注1~注5 (略) 注6 1)集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組み合わせ、または、2)特別に設計したハードウェアを用いて同時動作させている複数の記憶装置とプロセッサとの組み合わせについては、APPを算出しなければならない。 (新設)
(略)	注 7 (略) ————————————————————————————————————	(略)	(略)
(四台)	(中台)	(単計)	(平台)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	フォールトトレラント機能	ハードウェア又はソフトウェアの障害 の場合において、操作の継続性、データの統合性及び与えられた時間内でのサービスの復旧を備えていて、与えられたサービスレベルで人間の介在なしに操作を継続するためのコンピュータシステムの能力をいう。  次のいずれかに該当することを利用しているデジタル電子計算機又はその附属装置を除く。

		,				
						イ 主記憶装置中
						の誤り検出又は
						訂正アルゴリズ
						<u></u>
						ロ 2台のデジタ
					-	ル計算機を結合
						して1つのシス
						テムを構成し、
						<u>そのうちの一方</u>
						の中央処理装置
						は常時鏡像状態
						で遊んでいて他
						方の活動状態の
						中央処理装置に
						障害が発生した
						ときに後者に代
						わって前者がシ
						ステムの機能を
						継続させること
						<u> </u>
						ハ 2台の中央処
						理装置をデータ
						チャネルで結合
						するなり、記憶
						装置を共有させ
						るなりして一つ
						の中央処理装置
						に障害が発生す
						るまで他方の中
						央処理装置は他
						の仕事を行い、
						前者に障害が発
						生すると後者が
						前者の仕事も引
						き受け、システ
•	•	·	•	· '	•	

							ムの機能が継続することの中央処すととの中央リスト理技工さしたことののサンクリーではよりであるのでは、サークをのりますのでは、中央フリーのというでは、中央フリーのというでは、中央フリーのというでは、中央のには、中央のには、中央のには、中ののとのできる。したのののできる。日を行った。
	(略)	(略)			(略)	(略)	
9	(略)	(略)		9	(略)	(略)	
	電子式交換装 置	(略)			電子式交換装 置	(略)	
	無線通信傍受		移動体通信業者 のため、又は移動体通信機器の設計若しくは製造のために設計した装置を除く。		_(新設)_	(新設)	
	貨物等省令第 8条第五号の 五の移動体通	<u>次のいずれかに該当</u> <u>は規格をいう。</u> <u>イ GSM</u>	するプロトコル又		_(新設)_	(新設)_	

<u>信</u>	ロ GSM-R ハ GPRS ニ IMT-2000 本 PMR (Professiona l Mobile Radio) へ Inmarsat ト Iridium チ Thuraya リ VSAT ヌ ACeS
(略)	(略)
非レーダー発 信機	商用ラジオ、テレビ、セルラー <u>移動</u> 体通信の基地局を 含む。
(略)	(略)
レーザー光を 増幅する機能 を有するもの	(略)
コヒーレント 伝送方式	搬送波レーザーに同期させるために受 信側に光局部発振器を使用した方式を いう。
	<u>ホモダイン方式、</u> ヘテロダイン方式 又はイントラダイ ン方式を含む。
(略)	(略)
I	

(略)	(略)
非レーダー発 信機	商用ラジオ、テレビ、セルラー <u>移動</u> <u>通信</u> の基地局を含む。
(略)	(略)
レーザー光を 増幅する機能 を有するもの	(略)
_(新設)_	_(新設)_
(略)	(略)

貨物等省令第 8条第九号か ら第十二号ま での規定中の 装置若しくは システム又は その部分品 を含む。 第1項第九号に 該当するプログラ ムのみにより第8 条第九号から第十 二号までのいずれ かに該当する貨物 の有する機能と同 等の機能を実現す るもの <u>を除く。</u>	貨物等省令第 8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはその部分品を含む。 本の部分品を含む。 を変えるとはその部分品を含む。 を変えるとはその部分品を含む。 を変えるとはその部分品を含む。 を変えるとは、 を変えるとは、 を変えるとは、 を変えるとは、 を変えると、 を変えるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなる
---	---

(略) (略)
---------

へから <u>レ</u> まで のいずれかに 該当するもの	へから <u>レ</u> までに掲 げる装置に使用す るように特別に設 計した電子組立品 、モジュール又は 集積回路を含む。
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
_(削る)_	_(削る)_

へから <u>ヨ</u> まで のいずれかに 該当するもの	へから <u>ヨ</u> までに掲 げる装置に使用す るように特別に設 計した電子組立品 、モジュール又は 集積回路を含む。
(略)	(略)
貨物等省令第 8条第九号へ (一) 1中の トからカまで のいずれかに 該当する装置 に限定されて 使用するもの	副次的暗号装置に 限定されて使用す るものを含む。
(略)	(略)
貨物等省令第 8条第九号ワ 中 携帯用電話と 機 端末 移動用 は 移 が は り に り り り り り り り り り り り り り り り り り	購入に関して何らの制限を受けず、店 頭において又は郵便、信書便若しくは 公衆電気通信回線に接続した入出力装 置(電話を含む。)による注文により 、販売店の在庫から販売されるものを いう(当該貨物の製造者、販売者又は 輸出者によって販売の態様を書面によ り確認できるものに限る。)。
(略)	(略)
媒体上に暗号	同一媒体上の複数

				れたデジタル コンテンツに アクセスする ための機能	ンツのうち、特定 のデジタルコンテ ンツにのみアクセ スすることを可能 とする機能を含む 。	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		貨物等省令第 8条第九号の 二中のある貨 物		輸出貿易管理令第 4条第1項第六号 に該当する貨物を 除く。
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	盗聴の検知機 能を有する通 信ケーブルシ	物理層で盗聴の検知機能を実現するも のに限る。		盗聴の検知機 能を有する通 信ケーブルシ	電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
	ステム	電子組立品、モジ ュール又は集積回 路を含む。		ステム	四で白む。	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
1 0	(略)	(略)	1 0	(略)	(略)	
	音響出力密度	(略)		1 ヘルツ当た りの 音響出力 密度	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	受信機能を有するもの	(略)		受信機能を有するもの	(略)	

	ハイドロホン	1以上のセンサーからなるものであって、受信する音波チャンネルが単一のものをいう。複数のセンサーを有するものはハイドロホングループともいう。
	音圧感度	(略)
	ハイドロホン アレー	複数のハイドロホンからなるものであり、受信する音波チャンネルが複数の ものをいう。
	(略)	
	ピーク出力	パルス幅において得られた出力のうち 最大の出力をいう。
	平均出力	ジュールで表した総レーザー出力エネルギーを秒で表した <u>一</u> 連の連続するパルスが放射される時間で除したものをいう。 <u>一</u> 連の一定間隔で放射されるパルスにあっては、単一パルスにおけるジュールで表した総レーザー出力エネルギーに、ヘルツで表したパルス周波数を乗じたものをいう。
	(略)	
1 1	(略)	(略)

	_(新設)_	_(新設)
	音圧感度	(略)
	(略)	
	ピーク出力	レーザー時間幅において得られた出力 のうち最大の出力をいう。レーザー時間幅は、レーザー発振器がレーザー光 を放射する時間をいい、パルスレーザー 一発振器にあっては、単一パルス又は 一連の連続するパルスが放射される時間とする。
	平均出力	ジュールで表した総レーザー出力エネルギーを秒で表したレーザー時間幅で除したものをいう。レーザー時間幅は、レーザー発振器がレーザー光を放射する時間をいい、パルスレーザー発振器にあっては、単一パルス又は一連の連続するパルスが放射される時間とする。
	(略)	
1 1	(略)	(略)

	慣性航法装置	次のイ又はロの環境条件で貨物等省令第10条第三号 <u>又は第三号の二</u> で規定する性能を満足し、使用できるものをいう。 イ・ロ (略)
	(略)	(略)
	ハイブリッド 慣性航法装置	(略)
	貨物等省令第 10条平下 10条平下 10条平下 10条平下 10条平下 10条で 10条で 10条で 10条で 10条で 10条で 10条で 10条で	<u>スタートラッカー又は恒星姿勢センサーともいう。</u>
	方位精度が 2 0秒以下のも の	カタログ等において、耐用期間にわた る方位精度が20秒以下としているも のをいう。
	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	無人航空機	人間が搭乗することなしに、飛行を開

	慣性航法装置	次のイ又はロの環境条件で貨物等省令 第10条第三号で規定する性能を満足 し、使用できるものをいう。 イ・ロ (略)
	(略)	(略)
	ハイブリッド 慣性航法装置	(略)
	(新設)	
	(カニカハ)	
	(新設)	
	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	無人航空機	4の「無人航空機」の解釈に同じ。

		を維持することがで (無人の飛行船を含動力駆動を有する船 気よりも軽い気体	された飛行及び航行できる航空機をいうさむ。飛行船とは、
	貨物等省令第 12条第十号 の二中の模型 飛行機	<u>模型飛行船を含む</u> 。	
1 4	(略)	(略)	
1 5	(略)	(略)	
	海底用又は <u>港</u> 湾ケーブル用 のハイドロホ ンアレー		(略)
	(略)	(略)	
1 6	(略)	(略)	

(口) ~ (二) (略)

(8) (略)

2 · 3 (略)

4 特例

4-1 (略)

4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びへに規定する貨物は、輸

	(新設)			
1 4	(略)	(略)		
1 5	(略)	(略)		
	海底用又は <u>港</u> 湾用ケーブル システム		(略)	
	(略)	(略)	·	
1 6	(略)	(略)		

(口) ~ (二) (略)

(8) (略)

2 · 3 (略)

4 特例

4-1 (略)

4-1-1 (略

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

 $(1) \sim (4)$  (略)

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びへに規定する貨物は、輸出

出令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく無償で輸出 すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきも のとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが 、その取扱いは、次による。

(イ)~(二)(略)

(ホ) 同告示<u>第二号4</u>に掲げる国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であって、当該障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入されるべき貨物の範囲は、次による。

(a) · (b) (略)

(へ) (略)

- (ト)同告示<u>第二号5及び6</u>に規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者(一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)をいう。
- (チ) 同告示第一号6及び7並びに<u>第二号5及び6</u>に規定する「 税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した 者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものにつ いて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により 必ず出国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の 事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

 $4-1-3\sim 4-1-5$  (略)

 $4-2 \cdot 4-3$  (略)

 $5 \sim 1.2$  (略)

別表第1 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物 (1)~(8) (略) 令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ) ~ (二) (略)

(ホ) 同告示<u>第二号6</u>に掲げる国際間海底ケーブルの障害復旧及び 障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル 陸揚局で用いる機器類であって、当該障害復旧作業及び障害防 止作業の終了後本邦に輸入されるべき貨物の範囲は、次による

(a) · (b) (略)

(へ) (略)

- (ト) 同告示<u>第二号7及び8</u>に規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者(一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)をいう。
- (チ) 同告示第一号6及び7並びに<u>第二号7及び8</u>に規定する「 税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者 が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて 認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出 国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事 実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は 、代理人が申告をして輸出することができる。

 $4-1-3\sim 4-1-5$  (略)

 $4-2 \cdot 4-3$  (略)

 $5 \sim 1.2$  (略)

別表第1 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物 (1)~(8) (略)

- (9) 輸出令別表第1の4の項(3) から(26) までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(18)に掲げるものを除く。)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物 (告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向 地とするもの(下記の(10の2)、2の(16)、(17) 及び(19)に掲げるものを除く。)

(10の2) (略)

- (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15 の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とす るもの(下記2の<u>(16)及び(17)</u>に掲げるものを除く。)
- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物
- $(1) \sim (9)$  (略)

(削る)

(10) · (11) (略)

(削る)

(12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物 (告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地 とするもの(下記の(19)に掲げるものを除く。)

 $(13) \sim (17)$  (略)

(削る)

(18) (19) (略)

(注)「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの 地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地 域をいう。

国・地域						地域	名					
当・ 地域										と地		
	域①	域②	域	域①	域②	域①	域②	地	域	域①	域②	域

- (9)輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)及び(19)に掲げるものを除く。)
- (10)輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物( 告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地と するもの(下記の(10の2)、2の(17)から(18)まで 及び(20)に掲げるものを除く。)

(10の2) (略)

- (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の 項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするも の(下記2の<u>(17)及び(17の2)</u>に掲げるものを除く。)
- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

 $(1) \sim (9)$  (略)

(10)削除

(11) · (12) (略)

(13)削除

- (14)輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物( 告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とす るもの(下記の(20)に掲げるものを除く。)
- $(15) \sim (1702)$  (略)
- (18) 暗号特例告示で定める貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。 ) のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とし て輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イからニま で(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする 場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するもの

(19) (20) (略)

(注)「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

团,地域为						地填	或名					
国・地域名	い地	い地							へ地	と地	と地	ち地
	域①	域②	域	域①	域②	域①	域②	域	域	域①	域②	域

								域													
(略)												(略)									ı
ブルガリア	<u>O</u>									0		ブルガリア		0		<u>O</u>		<u></u>	0	0	
(略)												(略)									
別表第2~別											別表第2~別表	等 6	(	(略)							